

1 ① 国務大臣の訴追に同意することは、内閣総理大臣の権限である（憲法 75 条）。同条の趣旨は、検察や司法権の不当な圧力・影響から内閣の安定を擁護しようとする点にあるとされる。なお、内閣総理大臣の権限とされるものとしては、その他に、国務大臣の任免権（憲法 68 条）などがある。

2 ⑤ 本来、同行要求は任意活動であって、個別の規定がなくても行うことができる。実務上も、職務質問の目的を達成するため必要があるとき等において、警職法 2 条 2 項の規定にかかわらず、交番等へ同行を求めることがある。

3 ④ 実質的に賄賂に当たれば、その名目いかんは一切問わないとされていることから、中元・歳暮の形式をとっていたとしても、実質的に一般の社会的儀礼の範囲を超えている場合には、賄賂に当たり得る。

4 ③ 48 時間という制限時間は、一般人が現行犯逮捕をした時点から計算する。なお、やむを得ない事情によって 48 時間の制限が守れなかった場合には、逮捕手続書中に特別の事情により引致が遅れた理由として、その点を詳しく記載しておくとともに、捜査書類として遅延事由報告書を作成し、これを送致書に添付して、検察官に送ることが必要である。

5 ② 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律 2 条 1 項は、枝文の場合につき、本制度の対象となる旨規定している。なお、加害者の行為が正当行為又は正当防衛に当たる場合は、対象とならない。

6 ④ 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律 12 条 3 項では「防犯登録を受けなければならない」とされ、自転車の利用者に対しては、自転車防犯登録が義務付けられている。

7 ⑤ 群衆の整理・誘導に当たっては、ややもすると誤った優越感に陥りがちであるから、粗暴な言動にわたらないよう十分注意すること。また、その他の市民応接に当たっても、言動に留意し、不快の念を与えないよう配慮する。

8 ② 性犯罪被害者は、直接的被害のほか、身体的、精神的、経済的、その他二次的な被害を受けることが多く、被害を受けた後に PTSD に悩まされるなど、回復は決して容易ではない。

9 ① 道交法上、運転免許を受けていたとしても、いわゆる行政処分によりその効力が停止している場合は、無免許となることに注意を要する（道交法 64 条 1 項括弧書き「運転免許の効力が停止されている場合を含む。」。）

10 ③ 「えしゃく」と読み、軽くあいさつや礼を交わすこと、また、そのあいさつや礼を示す所作をいう。なお、一足飛びとは、目的の地点まで一気に移動することや、順序を踏まないで飛び越えて進むこと、一気に飛び越えることをいう。